

日本共産党の山本伸裕です。議案 101 号は、損害賠償を求めて、熊本県を相手取り、起こされた裁判の判決を不服として、熊本県側として控訴するという対応について、議会の議決を求めるものであります。委員会の裁決は可決ということではありますが、これに反対致します。

各新聞・テレビ等でもすでに報道されておりますとおり、本件の原告男性は、熊本地震の避難所で当時小学6年生の女の子に対し、「わいせつな動画を見せた」として県少年保護育成条例違反の容疑で逮捕され、取り調べのため12日間拘束されました。しかし男性のスマホからはわいせつな動画の閲覧履歴がなく、家庭裁判所では非行事実なしと結論づけられました。またこの男性が女の子の母親を相手取り、うその被害を申告したとして起こした裁判では、「母親の供述は信用性が乏しく、一部は虚偽で違法である」との判決が確定しています。本件の裁判は、原告男性が、違法な取り調べを受けたことによって苦痛を受けたとして、熊本県を相手取って損害賠償を求めていたもので、熊本地裁判決は原告男性の主張を一部認め、県に16万5千円の支払いを命じました。

今回の訴訟における熊本地裁の判決主文を読みました。取り調べにあたった巡査部長は男性に対し、容疑を裏付ける証拠は本件児童及び児童の母親の供述しかない状況であるということを知りながら、原告に対し、黙秘権を改めて告知することなく、「調べるうちにどんどん不利になるものばかり出てきている。本当の事を言ったら周りの評判が下がると思っているんじゃないのか。黙っててそれでいいとや、下ばかり向いてずっと黙っとくんや。都合が悪くなると黙ってばかり。黙ってても何にも前に進まんぞ。どんどん自分に不利になっている。自分で自分の首絞めてるのと一緒。原告の言葉一つひとつが信用を無くしている。目撃者もおって、保健師、看護師も話を聞いている」などと発言したということが認定されています。判決では、こうした捜査官の発言により、当時未成年であった原告は精神的に圧迫ないし困惑されられたとして、取り調べとして相当性を欠き、原告の黙秘権を実質的に侵害した違法なものであったと結論付けました。また、弁護士と接見した内容を尋ねた巡査部長の発言は、捜査機関としての注意義務違反、原告の接見交通権を侵害した違法なものであったとしています。

判決に対する熊本県の控訴の理由は、判決内容に一部承服しがたいところがあるというものであります。しかし取り調べにおいて、先ほど述べたような発言を行なったということが事実である以上、そして何よりも、裁判所において既に男性に非行事実なしという、すなわち無罪に当たる結論が出ている以上、熊本県警としておこなうべきことは、控訴することではなくて原告に対し謝罪すること、それが社会的な一般的な市民感覚ではないでしょうか。なお法廷においても捜査官は、現在でも原告の事を疑わしいと思っていると発言したとのことでありますが、こうした発言が原告にさらなる精神的苦痛を与えているであろうことは想像に難くありません。

この事件は、すでに新聞・テレビ各社が大きく報道し、県民、国民が知るところとなっております。私は捜査に違法性があったのかどうかということ控訴してまで争うことよりも、警察として原告に謝罪し、控訴しないという対応をとることのほうが、よほど県警の信頼を取り戻す道ではないかと考えるものであります。また控訴することになれば、原告男性に対し、今以上の精神的苦痛を与えることにつながりかねません。もはやそうしたことは決して許されることではないと考えます。

こうした理由により議案 101 号には反対であることを表明し、討論を終わります。